

「犯罪の起きにくい社会環境等の整備に関する専門部会」設置要領

(目的)

第1条 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議設置要綱第6条の規定に基づき、犯罪の起きにくい社会環境等の整備に関する事項について検討するため、「犯罪の起きにくい社会環境等の整備に関する専門部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 高齢者を取り巻く社会環境等の整備に関する事項
- (2) 少年を取り巻く社会環境等の整備に関する事項
- (3) 再犯者等を取り巻く社会環境等の整備に関する事項
- (4) その他、犯罪を起こさない、起こさせない社会環境等の整備に関する事項

(組織及び役員)

第3条 部会の構成員は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 部会に部会長を置き、部会員の互選によって選出する。
- 3 部会のもとに、必要に応じて作業グループを置くことができる。

(会議)

第4条 部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となる。ただし、部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する者がその任にあたる。

(部会員以外の者の出席)

第5条 部会は、必要に応じて部会員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会の庶務)

第6条 部会の庶務は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課が行う。

(部会長への委任)

第7条 本要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会長が定める。

附則

この要領は、平成19年3月16日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年8月30日から施行する。
この要領は、平成24年4月1日から施行する。
この要領は、平成25年2月1日から施行する。
この要領は、平成26年2月12日から施行する。

別表

北海道
北海道警察
北海道教育委員会
公益財団法人北海道防犯協会連合会
一般社団法人北海道町内会連合会
一般財団法人北海道老人クラブ連合会
北海道地方保護司連盟
北海道PTA連合会
北海道中学校長会
一般社団法人北海道警備業協会
特定非営利法人日本都市計画家協会北海道支部